

中小企業等向け専門家活用支援事業補助金

事業概要

2025(R7).4.1

市内に事業所等を有する事業者が、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、新分野展開や業態転換等の事業再構築、事業再興に向けた事業計画を策定する際の費用の一部を補助します。

※事業者が国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業新事業進出補助金」の申請を行う際に専門家の支援を受けるために支払った費用の一部を補助するものです。

補助内容

《補助対象者》

次の全てを満たす事業者等（※1）

- （1）市内に主たる事業所又は事務所を有している
- （2）市税に滞納がない
- （3）事業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当していない

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び第2条第5項に規定する者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる団体（事業協同組合など）

《補助対象経費》

国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業新事業進出補助金」の申請に伴い支払った

専門家（※2）に対する謝金、旅費、委託料（コンサルティングや研修の委託等）

※2 公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士若しくは社会保険労務士の国家資格を有し、高度な専門的見地から事業者等の経営を支援する者又は専門知識、経験等をもって事業者等の抱える経営課題を支援することを業として行う法人

※3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払い完了した経費に限る

※4 消費税及び地方消費税額、他の補助金の交付の対象となる経費を除く

《補助率》

補助対象経費の2分の1 ※千円未満切捨て

（補助上限については裏面をご覧ください。）



補助上限額

	DX（※5）又はGX（※6）を踏まえた事業計画策定の場合	その他の場合
事業再構築補助金の事業計画策定	30万円	10万円
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の事業計画策定	20万円	
中小企業新事業進出補助金の事業計画策定	—	

※5 デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称をいい、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

※6 グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）の略称をいい、温室効果ガスの排出につながる化石燃料等の使用を再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換すること。

申請方法・お問い合わせ先

◎事業計画を策定後、次の書類を産業雇用政策課へ提出してください。

1. 補助金等交付申請書（第1号様式）
2. 同意書兼誓約書（第2号様式）
3. 策定した事業計画の内容が確認できる書類（成果品）
4. 補助の対象となる経費を支払ったことがわかる書類（領収書等）



申請受付：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(予算額に達した時点で受付を終了します。)

《お問い合わせ》

郡山市農商工部産業雇用政策課 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7
【電話】024-924-2251 【Eメール】sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 専門家活用支援



郡山市産業雇用政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS（LINE）によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から
ID検索【@881zlyyl】
またはQRコードで登録
お願いします！

